

法政大学大学院優秀博士論文出版助成金規程

規定第1078号

一部改正 2012年 4月 1日 2015年10月 1日
2016年 4月 1日 2018年 4月 1日
2019年 4月 1日 2020年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）における高度な学術研究を奨励し、その優れた研究成果の公表を図るための出版助成を行う法政大学大学院優秀博士論文出版助成金（以下、「助成金」という。）の給付に関し、必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 この規程による出版助成の対象は、本大学院博士後期課程を修了し博士学位を取得した者及び本大学院博士後期課程を単位取得満期退学後に本大学院に論文を提出し博士学位を取得した者の学位取得論文のうち、特に優秀なものとする。ただし、出版助成を行う年度の4月1日より遡って5年以内に博士学位を取得した者を対象とする。

2 前項の出版助成の対象者からは、専任教員、専任教諭及び専任職員を除く。

(助成数)

第3条 助成数は、原則として毎年度文系、理系を合わせ、6名以内とする。

2 法政大学研究科長会議（以下「研究科長会議」という。）の構成員により構成される研究科長会議博士論文助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認めた場合には、6名を超えて助成できる。

(助成金額)

第4条 助成金の給付額は、1人につき100万円を上限とし実費支給とする。

(申請手続)

第5条 助成金の募集については、別途定める募集要項によるものとし次の書類を提出しなければならない。

- (1) 優秀博士論文出版助成金申請書
- (2) 博士論文及び要約の写し
- (3) 出版社発行の出版承諾書
- (4) 出版承諾書に記載された出版社の出版目録

(審査委員会)

第6条 助成金の審査は、審査委員会が行う。

2 審査委員会は、研究科長会議議長、副議長及び研究科長会議から選出された委員で組織する。

3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 審査委員会は、当該博士論文審査報告書を参照できるものとする。

5 審査委員会は、助成金の申請者の指導教員に対し、当該博士論文が出版助成に値するかどうか意見を求めるものとする。

6 審査委員会は、各博士論文の専門分野に応じ、評価委員を委嘱し意見を求めることができる。

7 委員長は、委員の互選によって選出する。

8 委員長は、必要に応じ申請者が修了した研究科長又は専攻主任の意見を求めることができる。

(決定)

第7条 審査委員会の審査結果は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

(出版社)

第8条 助成金を申請する者は、当該博士論文刊行を担当する出版社を自ら選定し、別途定める募集要

項にしたがって出版社に関する所定の手続きを行うものとする。

(義務)

第9条 助成金の給付を受けた者は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 担当する出版社と協議の上、委託内容について全責任を負うこと。
- (2) 当該博士論文の刊行に際し、刊行本のいずれかの箇所に「法政大学大学院博士論文出版助成対象」である旨、明示すること。
- (3) 当該博士論文の刊行後、本大学院に正本5部を贈呈する。また、贈呈された刊行本を図書館等、本学内の各所での閲覧を承認すること。
- (4) 本助成金受給にかかる所得税については、助成金受給者本人が確定申告等必要な手続きを行うこと。

(取消及び返還)

第10条 次の各号の一に該当する場合は、研究科長会議の議を経て総長が助成金の給付を取り消すことができる。

- (1) 当該博士論文が、出版されなくなったとき
 - (2) 助成金の給付要件を満たさなくなったとき
 - (3) その他、本大学院が出版助成にふさわしくないと判断したとき
- 2 前項により助成金給付の決定を取り消された者は、既に給付された助成金の一部又は全部を返還しなければならない。

(事務)

第11条 助成金に関する事務は、大学院事務部が担当する。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程の運用について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項第3号については、2013年度の募集以降の運用に際し適用するものとする。
- 3 この規程は、2012年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2015年10月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、2018年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、2019年4月1日から一部改正し施行する。
- 8 この規程は、2020年4月1日から一部改正し施行する。

(追53)